

令和3年10月20日

第10回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第10回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和3年10月20日（水） 午前9時01分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇
委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員

12 番 〇〇〇〇〇 , 13 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農政係長	〇〇〇〇〇
末吉分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農林振興課	課長補佐	〇〇〇〇〇	農政係	〇〇〇〇〇

7 閉会年月日

令和3年10月20日（水） 午前10時56分

令和3年第10回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第87号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について

議案第88号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第89号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画
の変更申請について

議案第90号 農地法第4条による許可申請について

議案第91号 農地法第5条による許可申請について

議案第92号 非農地証明願について

議案第93号 農地の用途変更届について

議案第94号 農用地等のあっせんについて

議案第95号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第96号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

(2) 報告第10号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和3年第10回農業委員会総会

令和3年10月20日（水） 午前9時01分

○事務局（○○○○○局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○）

おはようございます。9月、10月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。本日は、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年第10回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。12番○○○○○委員、13番○○○○○委員を指名致します。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第87号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○7番委員（○○○○○）

受理番号財部10号について、10月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受人と渡人は、親子です。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第87号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第88号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○10番委員（○○○○○）

受理番号末吉108号について、10月8日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。また、譲渡人と譲受人は従弟で、渡人が熊本在住で、今回、3条にて所有権移転するものです。受人は都城市で約15分程度の距離であり、現在5分圏内に新居を建築中との事でした。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

受理番号末吉109号について、10月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上

で調査報告を終わります。

○1 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 110 号について、10 月 9 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、受人は、取得する農地には、既にユズが定植しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○11 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 111 号について、10 月 15 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。なお、対価が周辺農地に比べると高額ですが、柳迫地区市営住宅地の前であります。価格については、受人と渡人協議の上での価格であることからやむ得ないと考えます。受人には、3 年間は転用出来ないと申し上げております。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○8 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 112 号について、10 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○7 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 113 号について、10 月 12 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受人と渡人は、叔父と甥の関係であります。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部 114 号について、10 月 13 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

確認の為に末吉 111 号についてですが、年齢や面積、市営住宅の前という事で、ゆくゆくは貸家を建てるという予定は、どうなんでしょうか。

○11 番委員 (○○○○○)

ちょうど市営住宅の入り口の場所ですが、○○○○○さんにお伺いしたら 3 年間は野菜を作りますという事でした。最初話があった時は、宅地だと思って話を進めていたら畑だったという事です。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

○10 番委員 (○○○○○)

113 号ですが○○○○○さんは、○○○○○ですか。

○7 番委員 (○○○○○)

はい。○○○○○です。

○10 番委員 (○○○○○)

それは、間違いなく田を作られるんですか。

○7 番委員 (○○○○○)

はい。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 88 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 89 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○10 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 64 号・65 号について、10 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。まず 64 号ですが、申請地は、川内東自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が水路と田、西が牛舎、南が牛舎、北が道路の上に牛舎があります。目的実現の確実性は、通帳の写しがある事から確実と思われます。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、牛舎・管理舎・飼料置場を整備する面積として 2,313 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は南東の水路へ排水し、汚水は、オガクズ処理し、堆肥舎で発酵処理となります。被害防除につきましては、擁壁と緩衝地を設け、被害防除計画も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎・管理舎・飼料置場を整備する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続いて、末吉 65 号ですが、申請地は、川内前自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑と宅地、南が畑、北が道路と宅地であります。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、特定建築条件付売買予定地を整備する面積として全体で 1,259 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は側溝への排水となります。被害防除につきましては、ブロックを設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、特定建築条件付売買予定地を整備する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。特定建築条件付売買予定地とありますが、これまでは、土地と建物を一体化で売却する場合、建売分譲住宅に限り転用許可がありました。宅地のみは、転用不許可となっておりますが、平成 31 年の改正により、売り残した土地を建売分譲住宅という事で許可が出るという事でした。許可調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○11 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 66 号から 71 号まで、10 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。末吉 66 号から 71 号までは、今年の 4 月に議案第 30 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請が出されております。なぜ今回あがったかと申しますと、農振除外をして九電に申請した時に、所有者で出すように言われたので、今回、もう 1 回提出されたという事です。なお、66 号と 67 号が同じ場所で、68 号から 71 号までが同じ場所です。2 箇所をまとめて報告したいと思います。66 号と 67 号は、六町自治会付近にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道路・市道、北が田です。目的実現の確実性は、太陽光発電施設を設置する具体的計画があり実現確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設を設置する面積 5,487 m²パネル 1,170 枚は、同種施設の規模状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下で適当と思われます。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、太陽光発電施設を整備する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇推進委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。続きまして、68 号から 71 号ですが、湯ノ尻自治会付近にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が田、南が田、北が県道です。目的実現の確実性は、太陽光発電施設を設置する具体的計画があり実現確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、68 号が面積 3,333 m²にパネル 1,018 枚、69 号が面積 6,751 m²にパネル 1,440 枚、70 号が面積 1,385 m²に 408 枚、71 号が面積 431 m²にパネル 175 枚、太陽光発電施設を設置する面積 11,900 m²パネル 3,041 枚という事になります。排水については、自然流下で適当と思われます。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、太陽光発電施設を整備する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇推進委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○6 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 72 号について、10 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、おりた自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地と山林、南が道路、北が畑と山林であります。目的実現の確実性は、申請地に現在借家住まいで、手狭になった為、自己の住宅とカーポートを設置するもので確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 500 m²に、住宅 1 棟 96.42 m²とカーポート 1 棟 36 m²を設置するもので適当と思います。排水等については、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水は自然流下により既設の側溝に放流するもので支障はないと思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第一種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当します。代替地については、山林 3 件を候補としましたがいずれも同意が得られず、やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇推進委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号財部 73 号について、10 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、通山自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑と宅地、西が道路を挟んで畑、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、同時申請である 5 条転用申請許可書に金融機関の残高証明、経産省の再生可能エネルギー認定通知、九電の設備工事費負担金請求書が添付してあり確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,135 m²に太陽光パネル 264 枚を設置する面積 526 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下で適当と思われます。被害防除につきましては、造成工事は行わず、原状のまま利用し、周囲には土留め工事を行います。また、5 条転用許可申請には、被害防除計画

○8番委員 (○○○○○)

○議長（○○○○○会長）

(「はい」の声あり)

○事務局 (○○○○○係長)

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

○4番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉 65 号の特定建築条件付売買予定地をもっと詳しく教えて頂きたいと思います。あと、末吉 66 号・67 号の六町の件と 68 号から 71 号の湯ノ尻の件ですが、地図を見る限り予定地の周囲は、まだ田や畑が残っているようですが、68 号から 71 号は、非農地に認定されているような記憶があるんですが、もし、でなければ周囲の同意書が添付されていないような気がしますが、その辺を教えてください。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇係長)

特定建築条件付売買予定地でございますが、本来であれば第一種農地で、宅地造成が認められていない所でございます。ここに関しましては、事業者が宅地造成のみをして、その土地を購入された方が建物を建てるという事なんです、この特定建築条件というのが、最終的に購入者が誰もいなかった場合に自分で建築するという条件を付けたものがこの特定建築条件となります。いつまでに建たなかったというのが事業計画書の中には、3 年経って買手が見つからなかったら自分の資金で建築するとなっております。資金証明や配置図は、誰も買手がいなかった場合を想定しての配置図と資金証明を添付しているという事です。

○4番委員 (〇〇〇〇〇〇)

購入者がいた場合は、この配置図はなくなって、この区画だけの配置図になるという事ですか。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇係長)

はい。自由に建てる事が出来ます。

○4番委員 (〇〇〇〇〇〇)

わかりました。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇係長)

太陽光については、おっしゃるとおり非農地が出ているところでございます。66 号の〇〇〇〇〇〇に関しては、登記地目は、田となっておりますが、非農地通知が出ているところでございます。同意書につきましては、添付漏れでございます。前回の 4 月の総会時点で周囲の方からは、同意をもらっておりました。今回の資料には、添付しておりませんでした。申し訳ありません。

○4番委員 (〇〇〇〇〇〇)

〇〇〇〇〇〇だけが非農地が出ていて、他は出ていないという事ですか。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇係長)

はいそうです。

○4番委員 (〇〇〇〇〇〇)

わかりました。

○9番委員 (〇〇〇〇〇〇)

大隅 72 号ですが、ここの所有者の〇〇〇〇〇〇さんは、昨年、畑が 4 筆程あつせんで出ていまして、声をかけるんですがいらっしゃらなかったんですが、今回この〇〇〇〇〇〇さんは、牧之原の方だと思いますが、現在大隅の北校区に住んでおられますが、近くに市があつせんした分譲地があるんですが、この話の中で分譲地についてのお尋ねはなかったのか確認ですけど。よろしくお願いします。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇係長)

分譲地の検討はなくて、申請があがって来た段階では、山林だけ転用しようかなという事でした。山林であれば農地法を使う必要はないなという事でした。山林については、同意が得られなかった。分譲地については、一言も触れられていませんでした。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

○2番委員（○○○○○）

末吉 68 号からですが、事業計画書というのは、添付されていないですよ。

○事務局（○○○○○係長）

添付漏れでした。以後気を付けます。申し訳ありませんでした。

○議長（○○○○○会長）

添付漏れらしいです。よろしいですか。

○2番委員（○○○○○）

（「はい」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 89 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外、用途変更、やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外、用途変更、やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 90 号農地法第 4 条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○10 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 25 号について、10 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、川内東自治会内にある農地です。これについては、先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、牛舎・管理舎・飼料置場を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 26 号について、10 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、鶴路自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が雑種地、南が道路・宅地、北が宅地であります。目的実現の確実性は、平成 15 年に転用済で、始末書が添付されております。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、農業用倉庫を整備する面積として全体で 764 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、自然流下で一部道路側溝へ流れるもので適当と思います。被害防除につきましては、周囲に農地もなく、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、農業用倉庫を整備しており農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号大隅 27 号について、10 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、久保崎自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が山林、南が山林と道路、北が畑と道路であります。目的実現の確実性は、申請人は、市内で畜産業を営む農家です。申請地は、農地法の許可を得ないまま平成 10 年から平成 14 年にかけて、牛舎・堆肥舎・車庫兼農業用倉庫・事務所を設置していたもので、今後は資金を必要としません。位置としましては、農用区域内農地に該当します。計画面積については、所要面積 6170 m²に牛舎 3 棟 970 m²、堆肥舎 1 棟 192 m²、車庫兼農業用倉庫 1 棟 120 m²、事務所 1 棟 40 m²を設置して利用するもので、適当と思います。排水等については、雨水は、敷地内で自然流下させ、し尿は、オガクズ吸着で処理する為、問題ありません。

議案第 90 号農地法第 4 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。ここで10分間暫時休憩致します。

(休憩：午前9時53分)

(休憩：午前10時3分)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

会議を再開致します。議案第91号農地法第5条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○10番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉94号について、10月8日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外65号で報告致しましたので、調査結果の総合意見のみ申し上げます。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外的集落接続施設に該当し、特定建築条件付売買予定地を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉95号について、10月8日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、菅渡東自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として全体で501㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路側溝へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置し、公共下水道に放流するもので適当と思います。被害防除については、ブロックフェンスを設置し、誓約書が添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○11番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉96号について、10月8日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、菅渡東自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、金融機関の残高証明書もあり確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、サカキを68本植林する面積として全体で1,036㎡は、適当と思います。排水等については、自然流下するもので適当と思います。被害防除については、緩衝地を5m幅設ける事で、特に問題はないと思います。道路条件については、自分の宅地を通過するという事で問題ありません。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、サカキを植林する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。受人と渡人は、兄弟です。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○10番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉97号について、10月8日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、黒鳥自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が原野、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、倉庫・通路・菜園・巡回スペース等を整備する面積として全体で621㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は溜桝より住宅排水路経由の側溝排水です。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第

三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、倉庫・通路・菜園・巡回スペース等を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇11 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 98 号について、10 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、森田上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が道路です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、工場を整備する面積として工場が 200 m²、従業員駐車場 87.5 m²、入出荷場が 100 m²、廃材置場が 83.85 m²、トラックの搬入出入口が 715.6 m²、全体で 1,187 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は市道側溝へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽で処理するもので適当と思われます。被害防除については、防護柵と緩衝地を設け誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、工場を整備する面積として工場が 200 m²、従業員駐車場 87.5 m²、入出荷場が 100 m²、廃材置場が 83.85 m²、トラックの搬入出入口が 715.6 m²、整備する事から転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇10 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 99 号について、10 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、見帰自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が原野、南が県道、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、農家住宅を整備する面積として全体で 804 m²は、規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は排水桝から側溝へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽で処理し、側溝へ排水するもので適当と思われます。被害防除については、ブロックを 2 段積みし、緩衝地を設ける為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の 300m 以内の農地に該当し、農家住宅を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。また、現在、会社勤めをしながら実家の酪農の手伝いをしているとの事で、これを機に会社を辞め、酪農から生産牛への転換をしたいとの事でした。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 100 号について、10 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、上麓自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑で宅地予定、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅・カーポート・通路を整備する面積として全体で 497 m²は、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は西側道路側溝へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽で処理し、公共下水道へ排水するもので適当と思われます。被害防除については、ブロックを設置し、畑とは 2m の間隔をあけ建築し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅・カーポート・道路を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇8 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号財部 101 号について、10 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、中州自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路・宅地、西が宅地、南が雑種地、北が宅地です。目的実現の確実性は、貸資材置場・椎茸原木置場を設置する具体的計画がある事、通帳の写し

○推進委員 (○○○○○)

○議長（○○○○○会長）

○3番委員 (○○○○○)

○11 番委員 (○○○○○)

○事務局 (○○○○○)

この件については、県の方に確認を取っております。ここを畑としてみるかどうかですが、農地とは耕作の目的に供される土地とされており、耕作とは、土地に労働及び資本を投じ肥培管理を行

い作物を栽培する事をいいます。今後農地として活用が認められない事から、転用の手続きが必要であるとの回答を頂いております。以上です。

○3番委員（○○○○○）

道路がなかったらサカキもだめじゃないですかね。

○事務局（○○○○○局長）

埼玉県に住んで、自分自身が肥培管理が出来ないという事で、農地とは、肥培管理をするという事がありますので、それが出来ないのも山林という事らしいです。

○2番委員（○○○○○）

この土地は、私が知り合いの人に耕作しないかとあつせんした土地ですが、周りは、農地で耕作していますが、この人は、○○○○○さんの妹か姉になると思いますが、この山林にすれば宅地にでもどうにでもできるという考えでされているのじゃないですかね。

○事務局（○○○○○）

そこは確認できておりません。申請と現地調査の段階では、曾於高校と協力してサカキを植林し、神社等に奉納するという事しか聞いておりません。

○11番委員（○○○○○）

現場を調査したところ、道路上の宅地は、同じ高さですが申請地は、3m位低いところです。高さがあります。だから、将来出来るかどうかわかりません。調査結果は、そういう状態です。

○3番委員（○○○○○）

サカキを山林に転用しないとだめという事であれば、今後出てくる案件は、全て山林にしないといけないという事です。そういう理解でよろしいですか。

○事務局（○○○○○）

管理として行うものが一定の高さに保つという事が管理というかどうかですが、耕作の目的に供される土地かどうかの判断になるかと思いますが、高さを一定に保つ事を管理というかどうか、もう一度、県に確認させて頂いて、その後、再度審査にかけさせて頂きたいと思います。保留にさせて頂きたいと思います。

○議長（○○○○○会長）

その他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（○○○○○）

99号についてお伺いします。先月、農家住宅について、色々議論されたと思いますが、倉庫が図面では書いてありますが、機械は何を入れられるのか。教えてください。

○10番委員（○○○○○）

お父さんのところが近くという事で、トラクター関係を置くという事です。以上です。

○2番委員（○○○○○）

それは、お父さんの機械ですよ。

○10番委員（○○○○○）

はい。

○2番委員（○○○○○）

そういうのは、良いという事です。

○10番委員（○○○○○）

今の状態で農機具を本当に買うのかと行政書士に聴いて、後から連絡が来ましたが、トラクター等を置いて写真もちゃんと添付するという事でした。それ以上は何も言えないかなと思いを承しました。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○2番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 91 号農地法第 5 条による許可申請については、末吉 96 号を除いて、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、末吉 96 号を除いて、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 92 号非農地証明願についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉 25 号について、現地調査しましたので報告致します。調査日は、10 月 8 日に行いました。申請地は、菅渡西自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が道路を挟んで宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の南側は、農地であります。排水等の流れ込み等なく影響はないと思います。その他農地法上特に問題はありません。申請地は、平成 11 年に建築されたものであり、建築後 20 年以上経過し、現在も利用されております。調査結果の総合意見としまして、申請地は第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。駐車場として 20 年以上利用されており、農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○ 8 番委員（○○○○○）

受理番号財部 26 号と 27 号は、議案 89 号の農振除外申請と同時申請ですので調査結果の総合意見のみ報告致します。まず、財部 26 号ですが、申請人は、農地法の許可が特に必要ではないと誤解し、平成 3 年頃に農業用倉庫を建築していたものです。建築後 20 年以上経過しており、申請地の大部分がコンクリート舗装されている事等から、農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部 27 号について、申請人は、農地法の許可が特に必要ではないと誤解し、申請地を○○○○○に無償で貸し付け、平成 8 年頃に事務所・資材倉庫が建築されたものです。建築後 20 年以上経過しており、申請地の大部分に碎石が敷いてある事等から、農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 92 号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第 93

号農地の用途変更届についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 13 号について、10 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、南柳井谷自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が墓地、西が道路を挟んで宅地、南が道路を挟んで宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、転用済である事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 299 m²に機械倉庫が造られており、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水については、自然流下で適当と思われます。被害防除については、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、転用目的が機械倉庫です。設置により耕作不能となる面積が 170 m²で、転用許可を要しない 200 m²未満の農業用施設に該当する事から、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第 93 号農地の用途変更届についてについては、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第 94 号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉 78 については、5 番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員、末吉 79 については、私と〇〇〇〇〇〇推進委員、末吉 80 については、11 番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員、末吉 81 については、13 番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員、大隅 82 については、19 番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員、財部 83 については、3 番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願い致します。

○11 番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉 67 号は、打切でお願いします。

○1 番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉 69 号・70 号は、継続でお願いします。

○3 番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部 71 号は、継続でお願いします。

○14 番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部 73 号は、打切でお願いします。

○11 番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉 75 号は、継続でお願いします。

○7 番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部 76 号は、継続でお願いします。

○6 番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部 77 号は、継続でお願いします。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 95 号農用地利用集積計画の利用権設定を議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 95 号農用地利用集積計画の利用権設定について申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 96 号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。
（「はい」の声あり）

○11 番委員（○○○○○）

受理番号 103 号ですが、無償となっておりますがどういう関係でしょうか。

○13 番委員（○○○○○）

これは、○○○○○さんがこの土地を長年作っていらっしゃって、兄弟とも東京に住んでいて、この土地をどうする事も出来なくて、どうしても貰って欲しいと頼まれたという事で無償となっております。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか○○○○○委員。

○11 番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第96号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に報告第10号合意解約等の報告については、総会資料の24ページから26ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○14番委員（○○○○○）

農地部会について

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○事務局（○○○○○係長）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和3年第10回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和3年10月20日（水） 午前10時56分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員